|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I　総則  2．業務概要  2.3．業務期間・スケジュール（予定）  本業務の業務期間は、以下のとおりとする。  ◆令和4年１月（予定）：業務契約の締結  ◆業務契約締結の日～令和8年3月13日：設計建設期間※1  ◆令和5年3月31日～令和13年3月31日※2：運転管理ほか業務期間（8年間）※3 | I　総則  2．業務概要  2.3．業務期間・スケジュール（予定）  本業務の業務期間は、以下のとおりとする。  ◆令和4年2月（予定）：業務契約の締結  ◆業務契約締結の日～令和8年3月：設計建設期間※1  ◆令和5年3月31日～令和13年3月31日※2：運転管理ほか業務期間（8年間）※3 |
| I　総則  2．業務概要  2.6．災害時の協力  受注者は、災害の発生により、大阪府内の市町村を始めとした各汚水処理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、発注者が今池水みらいセンターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、発注者の指示に従い協力すること。また、協力に係る費用については別途協議とする。 | I　総則  2．業務概要  なし |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.1．事業総括責任者  代表企業又は構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業  （中略）  設計業務総括責任者を兼ねる場合については、SPCから発注される機械設備工事におけるシステム設計技術者を兼ねることができるものとし、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPCから発注される機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.1．事業総括責任者  構成企業のうち運転管理業務または機械設備工事を行う企業  （中略）  設計業務総括責任者を兼ねる場合については、システム設計技術者を兼ねることができるものとし、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPCから発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (1)維持管理業務総括責任者  運転管理ほか業務期間中において専任（※）で配置し、現場へ常駐（土曜・日曜、祝日、12月29日～１月３日を除く日勤とする。）させなければならない。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (1)維持管理業務総括責任者  運転管理ほか業務期間中において専任（※）で配置し、現場へ常駐させなければならない。 |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (2)運転管理業務総括責任者  受注者は、構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、運転管理ほか業務全体を統括管理するために、配置させることとし、 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (2)運転管理業務総括責任者  受注者は、構成企業のうち運転管理業務を行う企業より、運転管理ほか業務全体を統括管理するために、現場に専任、常駐させることとし、 |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (3)副総括  受注者は、構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を複数の構成企業で行う場合は各企業）より、運転管理業務総括責任者を補佐及び代行するため、副総括を配置させること。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (3)副総括  受注者は、運転管理業務総括責任者を補佐及び代行するため、副総括を配置すること。 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (4)技術責任者  受注者は、当該業務に係る現場の組織体制において運転管理業務総括責任者、副総括の指揮の下、他の従事者を指導する立場の者として、ポンプ場施設、水処理施設、汚泥処理施設及び電気施設のそれぞれの運転管理業務について、技術責任者を1名ずつ配置させなければならない。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.2．運転管理ほか業務に係る配置技術者  (4)技術責任者  受注者は、当該業務に係る現場の組織体制において運転管理業務総括責任者、副総括の指揮の下、他の従事者を指導する立場の者として、ポンプ場施設、水処理施設、汚泥処理施設及び電気施設のそれぞれの運転管理業務について、技術責任者を1名ずつ配置しなければならない。 |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.3．設計建設業務に係る配置技術者  (1)設計業務総括責任者  また、当該技術者はSPCから発注される機械設備工事におけるシステム設計技術者を兼ねることができるものとする。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.3．設計建設業務に係る配置技術者  (1)設計業務総括責任者  また、当該技術者はシステム設計技術者を兼ねることができるものとする。 |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.3．設計建設業務に係る配置技術者  (2)建設業務総括責任者  受注者は、構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。  （中略）  また、当該技術者はSPCから発注される機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.3．設計建設業務に係る配置技術者  (2)建設業務総括責任者  受注者は、構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、建設業務総括責任者としてSPCに籍を置かせ、建設業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐させなければならない。  （中略）  また、当該技術者はSPCから発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.3．設計建設業務に係る配置技術者  (3)システム設計技術者  受注者は、構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、システム設計技術者（※）として選任し、設計建設業務期間中、配置させなければならない。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.3．設計建設業務に係る配置技術者  (3)システム設計技術者  受注者は、構成企業のうち機械設備工事を行う企業（機械設備工事を複数の構成企業で行う場合は、その主担当企業）より、システム設計技術者（※）として選任し、設計建設業務期間中、配置しなければならない。 |
| I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.4．その他要件  事業総括責任者が現場に常駐しない場合は、運転管理、建設各々に発注者の窓口となる者をSPC所属として現場に常駐させること。 | I　総則  3．業務実施に係る配置技術者  3.4．その他要件  事業総括責任者が現場に常駐しない場合は、運転管理、建設各々に発注者の窓口となる者をSPC所属として現場に常駐させること。 |
| II　運転管理ほか業務に関する事項  8．雨水ポンプ運転業務（仕様発注）  雨水ポンプの運転は、別紙１４に示す運転操作要領に基づいて行うものとし、大雨注意報・警報など、大雨が予想される場合は、浸水被害の発生防止に努めること。なお、運転操作要領に基づいて適切に実施したうえで生じるリスクは発注者負担とする。 | II　運転管理ほか業務に関する事項  8．雨水ポンプ運転業務（仕様発注）  雨水ポンプの運転は、別紙１４に示す運転操作要領に基づいて行うものとし、大雨注意報・警報など、大雨が予想される場合は、浸水被害の発生防止に努めること。 |
| II　運転管理ほか業務に関する事項  9．業務期間終了時（引継等）  9.2．業務期間終了時の施設の状態  ただし、新1号炉の早期供用開始又は業務引継日の健全度が低い等の理由により、業務期間終了時の健全度確保が困難である | II　運転管理ほか業務に関する事項  9．業務期間終了時（引継等）  9.2．業務期間終了時の施設の状態  ただし、業務引継日の健全度が低い等の理由により、業務期間終了時の健全度確保が困難である |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| III　２号焼却炉更新業務に関する事項  2．設計・建設業務に関する事項  2.4.2．機械・電気に関する事項  2)特記事項  ②製作の区分  ・本工事における流動焼却炉は、「自社製作」（「自社製造」※１、「製造外注」※２又は「OEM外注」※３に限る。）とする。  ・「製作」とは設計、製造、検査に至る一連のプロセスを指し、「製造」とは製作プロセス中の製造部分を指す。 | III　２号焼却炉更新業務に関する事項  2．設計・建設業務に関する事項  2.4.2．機械・電気に関する事項  2)特記事項  ②製作の区分  ・本工事における流動焼却炉は、「自社製作」（「自社製造」※１又は「製造外注」※２に限る。）とし、OEM外注※３は認めない。  ・「製作」とは設計、製造、検査に至る一連のプロセスを指し、「製造」とは製作プロセス中の製造部分を指す。 |
| III　２号焼却炉更新業務に関する事項  2．設計・建設業務に関する事項  2.6．取合等に関する条件  5)消化ガスに関する条件  消化ガス配管は、既設ガスホルダより1号炉へ供給する。また、既設2号炉の廃止に伴い、2号炉施設より分岐されている既設3号炉への消化ガス供給が停止するため、1号炉施設内に既設3号炉への消化ガス供給分岐口（80A）を設けること。  なお、分岐口から既設3号炉への切り替え配管工事は本事業範囲外とするが、既設2号炉撤去時に施工予定のため、1号炉運転中でも施工可能な形としておくこと。 | III　２号焼却炉更新業務に関する事項  2．設計・建設業務に関する事項  2.6．取合等に関する条件  5)消化ガスに関する条件  消化ガス配管は、既設ガスホルダより1号炉へ供給する。 |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| III　２号焼却炉更新業務に関する事項  3．機械設備に関する要求水準  3.1．ケーキ受入供給設備  1)脱水ケーキ移送設備  本設備は、既設ケーキホッパから脱水汚泥貯留設備へ脱水ケーキを供給するための設備である。老朽化した既設2号炉へのケーキ移送ポンプ2台を更新し、1号炉へ送泥するものである。 | III　２号焼却炉更新業務に関する事項  3．機械設備に関する要求水準  3.1．ケーキ受入供給設備  1)脱水ケーキ移送設備  本設備は、既設ケーキ移送ホッパから脱水汚泥貯留設備へ脱水ケーキを供給するための設備である。老朽化した既設2号炉への供給ポンプ2台を更新し、1号炉へ送泥するものである。 |
| III　２号焼却炉更新業務に関する事項  5．土木・建築施設・建築設備に関する要求水準  5.1．土木・建築施設に関する要求水準  1)一般事項  土木建築施設は、対象用地内に機械・電気設備を配置するための焼却炉基礎および焼却炉棟を築造する。焼却炉基礎は、基礎床版および基礎杭を範囲とする。焼却炉棟の地下部分は土木構造とし、地上部分を建築構造とする。  対象用地の地下には、旧1号焼却炉およびボイラー棟の残置杭があるため、別紙１８を確認のうえ、本業務の支障となる部分については、本業務において撤去等の処置を行うこと。なお、杭撤去の際には、既設構造物へ影響を与えないよう考慮することとし、残置杭の流用は不可とする。 | III　２号焼却炉更新業務に関する事項  5．土木・建築施設・建築設備に関する要求水準  5.1．土木・建築施設に関する要求水準  1)一般事項  土木建築施設は、対象用地内に機械・電気設備を配置するための焼却炉基礎および焼却炉棟を築造する。焼却炉基礎は、基礎床版および基礎杭を範囲とする。焼却炉棟の地下部分は土木構造とし、地上部分を建築構造とする。  対象用地の地下には、旧1号焼却炉およびボイラー棟の残置杭があるため、別紙１８を確認のうえ、本業務の支障となる部分については、本業務において撤去等の処置を行うこと。 |
| III　２号焼却炉更新業務に関する事項  6．試運転及び性能試験  6.1．試運転  4)試運転及び性能試験に要する薬品、燃料、その他消耗材は、受注者の負担とする。 | III　２号焼却炉更新業務に関する事項  6．試運転及び性能試験  6.1．試運転  4)試運転及び性能試験に要する薬品以外の燃料・その他消耗材は、受注者の負担とする。 |